

役員退職手当金規程

一般社団法人新金属協会

(目的)

第 1 条 この規程は、常勤役員の退職手当金に関し、必要な事項を定める。

(退職手当金の額)

第 2 条 退職手当金の額は、退職時の本給月額に 0.25 を乗じた額に在職期間（月数）を乗じた額とする。

なお、退職者の業績により、算定額の 10% を限度として加算又は減算することができるものとする。

(在職年数の計算)

第 3 条 前項の計算における 1 ヶ月未満は、1 ヶ月とする。

(退職手当金の支給)

第 4 条 退職手当金は、法令等に基づいて控除すべき金額を控除した残額を本人に支給する。

(役員死亡の場合の支給)

第 5 条 役員が死亡した場合の退職手当金は、労働基準法施行規則 42 条ないし第 45 条に定める順位により遺族に支給する。

(端数の計算)

第 6 条 退職手当金の額の計算において、算出額の 1 万円未満の端数は、四捨五入とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。